第６１回　山口県中学校弓道選手権大会

１　目　　的 本大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広く弓道実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒相互の親睦をはかるものである。

２ 主　　催 山口県中学校体育連盟　　山口県教育委員会

３　共　　催 山口市教育委員会

４　後　　援 山口県弓道連盟

５　期　　日 令和７年（2025年）７月１９日（土）　　午前９時１５分～

６　会　　場 維新百年記念公園弓道場（山口県弓道場）

 （山口市維新公園４丁目１番１号　℡ 083-928-2465）

７　参加資格

　(1) 参加者は、山口県中学校体育連盟加盟の学校に在籍し、学校教育法第１条にもとづく当該中学校生徒であること。

　(2) 山口県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程に基づき、拠点校で活動している生徒は参加することができる。

　(3) 年齢は、平成２２年４月２日以降に生まれた者に限る。

　(4)参加資格の特例

　 ◎学校教育法１３４条の各種学校在籍生徒

 ①学校教育法１３４条の各種学校（１条校以外）に在籍し、山口県中学校体育連盟から参加を認められた生徒であること。

　　 ②参加を希望する各種学校は別に定める条件を具備すること。

 ◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

①地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、山口県中学校体育連盟および山口県内各支部中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

②参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

１）山口県中学校選手権大会の参加を認める条件

　　　ア　山口県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

　　　イ　生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（山口県下の中学校等に在籍して

いる生徒であること）。

　　　 ウ　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格

を有する指導者の指導のもとに、山口県下で適切に行われていること。

　　 エ　『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和

４年１２月２７日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ　新たな地域クラブ活動」を遵守すること。

　　　オ　当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容

で山口県中学校体育連盟主催大会参加希望申請書を提出し、承諾されていること。

　　　　※山口県中学校体育連盟主催大会への参加希望手続きは、所定の申請書（様式１～３）・ヒア

リング等を実施したうえで、大会参加の可否を判断する。

　　　カ　山口県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判

など運営上必要な事項に協力すること。

　　 キ　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で同一大会に参加する場合、在籍中学校での大会参

加は認めない。その逆も同様である。同一大会とは、支部の予選大会から県大会までの事であ

る。

２）山口県中学校選手権大会に参加した場合に守るべき条件

　 　 ア　大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の

円滑な運営に協力すること。

　　　イ　大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・

指導者が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、

万全の事故対策を立てておくこと。

　　　ウ　大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

　　　エ　団体競技おける地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は１チームのみとする（複

数のチームは参加できない）。

　 ３）参加を認めない場合

 ア　大会参加の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。

大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。

イ　在籍生徒が県をまたぐことは原則認めない。ただし、以下のすべてを満たす場合に限り特別

に認める。

・生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合

・中国ブロック内の隣接する県である場合

・県内に「該当する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）がない」または、「地理的条件などにより、日常的に練習参加することが実質不可能である」場合

(5) チーム編成は一校単位で編成されたものを原則とする。ただし「合同チーム編成規程」に基づいた合同チームでの参加は認める。

　(6) 参加生徒の引率・監督は、「山口県中学校体育連盟引率・監督規程」により、出場校の校長・教員・部活動指導員・引率者として適切であると校長が承認した外部指導者（コーチ）、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表（指導）者とする。また、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率できないと、校長が判断した場合、外部指導者に引率及び監督の資格を認める。その際には、所定の書類を実行委員会に提出すること。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督者にはなれない。

（※部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の２に示されている者）

　(7) 引率者と監督者は、「山口県中学校体育連盟引率・監督規程」により、暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。

また、大会に関わる外部指導者は、県中体連に登録し、暴力・体罰・セクハラ等により、校長から指導処置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会参加申込書を作成する。

　(8) 個人情報の取り扱い（利用目的）

　　　　大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、山口県中学校体育連盟個人情報保護方針・規定に基づき、取得する個人情報について適正に取り扱う。

　　　　取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホ－ムペ－ジ・掲示板・報道発表（記録集）等、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。

９　大会負担金

　　　登録選手一人につき１，０００円とする。（当日、受付でお支払いください。）

10　参加規定

　(1) 男女別団体競技及び個人競技を行う。

　(2) 団体競技は学校単位とし、１チーム３名で、１校の出場チームは制限しない。

 １チームの人数については２名でも団体戦出場を認める。

　(3) 団体メンバーは、個人の中から１名に限り試合当日の変更を認める。ただし、立順の変更は認めない。

11 競技規則

　　　全日本弓道連盟競技規則及び山口県中学校弓道競技規則（平成２６年４月改訂）による。

12 競技方法

　(1) 団体・個人ともに的中制近的競技とし、一人四ッ矢三立で、団体は３６射、個人は１２射とする。

13 表　　彰

　(1) 個人・団体とも、男女各３位までとする。ただし、団体についての表彰は１校につき１チ－ムとする。

　(2) 技能優秀者の表彰は男女各１名とする。

14 参加申込

　(1) 期　限 令和７年６月２０日（金） 必着

 　　　　（これ以降は申し込みおよび選手追加は認めません。）

(2) 申込先 〒759-2212

美祢市大嶺町東分３０２０

美祢市立大嶺中学校　　矢野　誠二　宛

TEL （０８３７）５２－１１６６

FAX （０８３７）５２－１１６７

Mail oomine-j@c-able.ne.jp

※１　紙媒体の郵送（職印必要）とメール（データ必要）の両方をご提出下さい。

　　　　２　添付の申込書の団体の欄が足りない場合は、個人の枠を団体用に転用してください。

また、各校で必要に応じて申込書枚数を増やして御記入下さい。

15 組合せ・抽選方法

　(1) 専門部により決定する。団体の出場順は・・・Ｃ→Ｂ→Ａの順となる。

　(2) 学校の出場順は、昨年Ａチームの最後の２校をその順のまま本年Ａチームの最初に回し、昨年の順次を２番ずつ繰り下げる。Ｂ、Ｃチームもこれに準じる。 ただし弓具の共有者がいる場合、この限りではない。

16 その他

　(1) 時間短縮のため、入場について次の事項について指導を徹底してください。

『おち２射目の弦音で入場し、椅子に座る。進行係の「起立、始め」で揖を行い、射位に進む』

ただし、進行状況によってはこの方法を変えることもあります。

　(2) 各選手は自分の射が終わった後、看的の結果に誤りがあると思ったときには、すぐに進行係の先生に申し出るよう伝えてください。（的前係と記録係で十分確認を行って、選手が競技後に看的を確認できる時間を確保したいと思います。）

　(3) 弓具のつどう生徒が１チーム内にできないように組み合わせてください。

　(4) 各校で矢取りや看的練習をしておいてください。